

11 注 意 事 項

1 申込みについて

- (1) 申込みは、1世帯につき1通のみ申し込むことができます。2通以上申し込まれると、全ての申込みが無効となります。
- (2) 県営住宅申込整理票などに不正な記載があった場合は、無効になります。
- (3) 現に同居又は同居しようとする親族がいないと申し込みません。(単身者の申込資格は別にあります。詳細は、9ページの「(2) 単身者の資格」をご覧ください。)
- ※ 世帯を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。
- (4) 婚約者と申し込む場合は、次のことに注意してください。
- 申込後、婚約者が変わった場合は入居できません。
 - 入居可能日から3か月以内に婚約者が入居できない場合は入居できません。
 - 選考特組を使わずに入居する場合は入居後1か月以内、選考特組を使って入居する場合は募集期間の末日から4か月以内に婚姻を証明するもの（戸籍謄本、婚姻届受理証明書、住民票等）を提出していただきます。
- (5) パートナーシップ宣誓者2人が入居申込みすることができる県営住宅は、原則、パートナーシップ証明等の交付を受けた市町に立地する県営住宅に限ります。
- (6) 過去において県営住宅に入居又は同居していた方で、県営住宅家賃滞納等の不正使用があつた方は申込みできません。また、同居することもできません。
- (7) 県営住宅申込整理票の同居親族欄に記載されていない方は、入居できません。
- ※ 申込後の家族の増減変更は、出生・死亡以外は認めません。入居時に一人になったとき又は申込者本人が入居しなくなったとき（死亡を含む。）は入居できません。
- (8) 受付後の県営住宅申込整理票の内容変更は一切できません。
- (9) 抽選結果は、はがきで通知しますので、電話によるお問い合わせはご遠慮ください。
- (10) 入居手続の際に、敷金（入居時家賃の3か月分）を納付してください。
- (11) 県営住宅申込整理票に記載された全員が入居可能日から15日以内に入居できない場合は、失格となります。
- (12) 県営住宅への入居後、申込者本人が死亡し、又は退去した場合において、同居者が引き続き県営住宅の居住を希望する場合、申請を行うことができる方は、原則として、現に同居している配偶者及び高齢者等になります。

2 住宅について

- (1) 住宅は、生活上支障のないように補修してありますが、壁・天井・台所・板の間等に多少の汚れが残っている場合があります。
- (2) 高層住宅（6階以上の建物）と一部の中層住宅（3～5階建）を除き、エレベーターはありません。
- (3) 浴室には、浴槽及び風呂釜は一部の住宅を除いて付いていません。設置費用と退去時の撤去費用は入居者負担です。
- (4) 各住戸に物置が付いています。
- (5) 住宅の家賃は、毎年、入居世帯の収入額及び住宅の広さ・立地・古さ等によって変わります。
- (6) 入居後は、毎年、世帯員全員の収入の申告が必要です。その額に応じて、家賃額が決定されます。また、家賃制度の改定によって家賃額が変更することがあります。
- ※ 家賃決定通知等により収入超過者として認定された場合は、住宅の明渡努力義務が生じ、通常より高い家賃を支払っていただきます。
- さらに、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- (7) 駐車場は、駐車区画に限りがありますので、駐車できない場合があります。
- ※ 駐車場は、有料化（県営住宅家賃とは別に県に納付）しており、一定の基準を満たす方が使用できます。
- 通路や幼児遊園など駐車が認められない箇所への駐車は、絶対にしないでください。
- (8) 犬や猫、鳥などの動物を飼うこと、預かることはできません。（犬、猫、鳥などペットの飼育は絶対にしないでください。）
- (9) 事前に部屋をご覧いただくことはできません。（部屋をご覧いただけるのは鍵渡し後（入居手続き完了後）となります。）
- ※ ただし、「身体障害者向」住宅及び「高齢者専用（シルバーハウジング）」住宅は、入居資格本審査の必要書類の提出前にご覧いただけますので、詳細については、指定管理者にお問い合わせください。
- (10) 退去に当たって、畳の表替え、ふすまの張替えなどの修繕は退去者負担です。
なお、その他必要に応じて退去者負担で修繕をお願いする場合があります。
- ※ 次のような場合は、入居されていても明渡していただくこととなります。
- 家賃を3月以上滞納したとき。
家賃は、毎月末日までに納入しなければなりません。
家賃を滞納されると、住宅の明渡請求・差押え等の法的措置をとることになります。
 - 不正な行為によって入居したとき。
 - 正当な理由によらず、15日以上住宅を使用しないとき。
 - 住宅又は共同施設を故意に破損したとき。
 - 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしているとき。
 - 暴力団員であることが判明したとき。